

令和5年4月

事業者のための

騒音、振動及び悪臭規制に係るてびき

(特定施設関係)

松戸市 環境保全課

目 次

1. 事業者の義務	1
2. 届出書の種類と届出の方法	3
3. 届出対象施設等	7
4. 規制基準等	16
5. よくある質問	18

付録 騒音及び振動に係る特定施設早見表

1. 事業者の義務

工場又は事業場を設置している者、又は設置しようとする者並びに騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例に係る特定施設を設置している者、又は設置しようとする者並びに同条例に係る特定作業を実施している者、又は実施しようとする者には、次のような義務があります。各義務を怠ることなく、公害防止に努めてください。

(1) 施設等の届出の義務

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例に係る特定施設を設置している者、又は設置しようとする者並びに同条例に係る特定作業を実施している者、又は実施しようとする者は、届出をする義務があります。

届出方法等の詳細については、p.3～p.15を参照してください。

(2) 規制基準を遵守する義務

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例に係る特定事業場から発生する騒音及び振動には、同法令等に基づく規制基準が設けられており、工場又は事業場から発生する悪臭には、悪臭防止法に基づく規制基準が設けられています。事業者は、これらの基準を遵守する義務があり、これに違反すると、改善勧告等の行政措置がとられます。

規制基準の詳細については、p.16～p.17を参照してください。

(2) 主な用語の説明

用語	説明
特定施設※1	騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例の規制対象となる施設又は設備等
特定事業場	騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例の規制対象となる工場又は事業場（特定施設が設置されている工場又は事業場）
学校、病院等	学校、保育所、病院及び収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園
用途地域※2	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域

※1 特定施設の詳細については、p.7～p.15を参照してください。

※2 市街化調整区域は、用途地域には含みません。

(3) 地域ごとの各法令等の適用範囲

松戸市内の地域ごとにより、各法令等の規制が適用される範囲が異なります。各法令等の適用範囲は下記のとおりです。

法令等	適用範囲
騒音規制法	松戸市内における用途地域内
振動規制法	松戸市内における用途地域内（工業専用地域を除く）
悪臭防止法	松戸市内全域
松戸市公害防止条例	

2. 届出の種類と届出の方法

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例に係る特定施設の届出に必要な書類とその届出の方法は次のとおりです。

届出時には、届出に必要な書類等の一式を2部提出してください。

各種届出書様式については、松戸市ホームページ（「公害関係諸届出等について（騒音・振動・悪臭・大気・水質・土壌・地盤沈下）」）からダウンロードが可能ですので、指定の様式を使用してください。添付書類については、任意の様式を使用してください。

なお、悪臭防止法については、上記のような届出制度はありません。

(1) 騒音規制法

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等	
			届出書様式	添付書類
設置届	特定施設を設置するとき	工事着手の30日以前	様式第1	(設置届、使用届及び変更届共通) ①工場、事業場の位置図 ②特定施設の配置図 ③特定施設の型式や能力が記されたカタログ等の書類 (設置届及び使用届のみ必要とするもの) ④騒音予測計算書類（詳細はP.6）
使用届	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から30日以内	様式第2	
種類ごとの数変更届	特定施設の種類ごとの数が2倍を超えて増加するとき（※1）又は設置していなかった種類の特定施設を新たに設置するとき（※2）	工事着手の30日以前	様式第3	
騒音の防止の方法変更届	騒音防止方法を変更しようとするとき	工事着手の30日以前	様式第4	
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	特定施設の全ての使用を廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

備考

※1 (例) 当初の届出時 5台
 1度目の変更 5台増 (計10台) 届出不要
 2度目の変更 1台増 (計11台) 届出**必要** (当初の届出5台の2倍を超えるため)
 以降、直近に届け出た数の2倍を超えて増加する場合は届出が必要です。
 なお、減少する場合や入替等で増加しない場合は届出不要です。

※2 (例) 当初の届出時 機械プレス5台
 1度目の変更 機械プレス1台増 (計6台) 届出不要
 2度目の変更 機械プレス変更無し、空気圧縮機1台新設 届出**必要**

(2) 振動規制法

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等	
			届出書様式	添付書類
設置届	特定施設を設置するとき	工事着手の30日以前	様式第1	(設置届、使用届及び変更届共通) ①工場、事業場の位置図 ②特定施設の配置図 ③特定施設の型式や能力が記されたカタログ等の書類 (設置届及び使用届のみ必要とするもの) ④振動予測計算書類 (詳細は P.6)
使用届	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から30日以内	様式第2	
種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届	特定施設の種類及び能力ごとの数が増加するとき(※1)又は特定施設の使用の方法を変更するとき	工事着手の30日以前	様式第3	
振動の防止の方法変更届	振動防止方法を変更しようとするとき	工事着手の30日以前	様式第4	
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	特定施設の全ての使用を廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

備考

※1 (例) 当初の届出時 5台

1度目の変更 5台増 (計10台) 届出必要

2度目の変更 1台増 (計11台) 届出必要

騒音規制法とは異なり、1台でも増加する場合は届出が必要です。

なお、減少する場合や入替等で増加しない場合は届出不要です。

(3) 松戸市公害防止条例（騒音、振動及び悪臭）

届出の種類	届出の時期	提出期限	届出に必要な書類等	
			届出書様式	添付書類
設置(実施、使用)届出	【設置・実施】 特定施設を設置するとき又は特定作業を実施するとき	騒音及び振動は、 工事着手(作業実施)の30日以前 悪臭は、工事着手(作業実施)の60日以前	様式第2 別紙1(悪臭) 別紙2(騒音振動)	(設置届、使用届及び変更届共通) ①工場、事業場の位置図 ②特定施設の配置図 ③特定施設の型式や能力が記されたカタログ等の書類
	【使用】 法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から 30日以内		(設置届及び使用届のみ必要とするもの) ④騒音及び振動予測計算書類(詳細はP.6)
構造等(作業等)変更届	特定施設の種類・数・構造・使用の方法、作業の目的に係る施設・防止の方法・処理の方法等を変更するとき(※1)	騒音及び振動は、工事着手の30日以前 悪臭は、工事着手の60日以前	様式第3 別紙1(悪臭) 別紙2(騒音振動) (※2)	
氏名等変更届	会社や工場の名称等が変更されたり、届出者である代表取締役等が交代したとき	変更後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
廃止届	特定施設又は特定作業の全てを廃止したとき	廃止後30日以内	他の環境法令との共通様式	—
承継届	譲り受け等により会社等を承継したとき	承継後30日以内	他の環境法令との共通様式	—

備考

- ※1 (例) 当初の届出時 5台
 1度目の変更 5台増 (計10台) 届出必要
 2度目の変更 1台増 (計11台) 届出必要
 3度目の変更 2台減 (計9台) 届出必要
 4度目の変更 1台入替(計9台) 届出必要

騒音規制法とは異なり、1台でも増加する場合は届出が必要です。

また、騒音規制法及び振動規制法とは異なり、減少する場合や入替等で増加しない場合も届出が必要です。

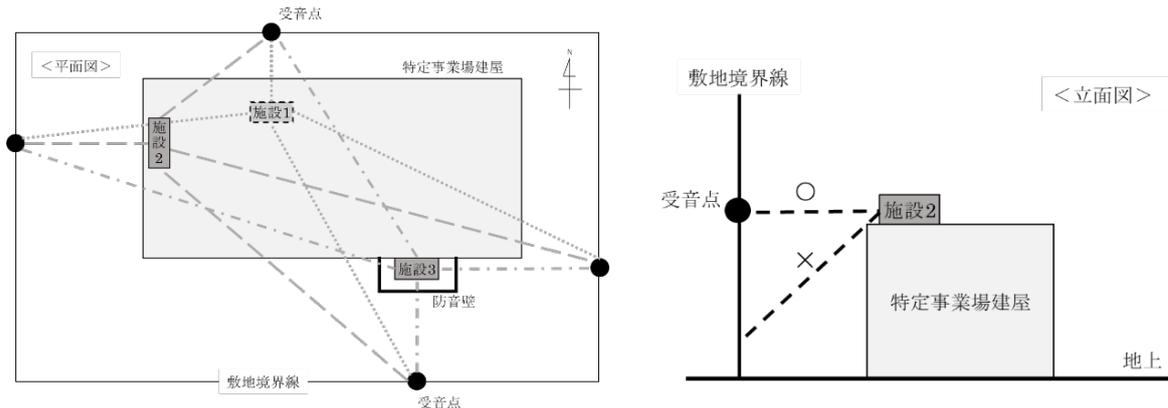
- ※2 構造等(作業等)変更届には、変更前及び変更後のそれぞれの別紙を添付してください。

※騒音予測計算について

原則として、設置届及び使用届を提出する際は、特定事業場の敷地境界における騒音予測値を計算し、予測値が規制基準値を満たしているかを明確にする必要があります。

下記の例を参考に、騒音予測計算書類（受音点の位置等を明確にした図面及び計算過程等を明確にした計算書）を作成し、届出に添付してください。振動予測も同様です。

＜図面例＞



＜計算書例＞

図上番号	施設名	型式	定格出力	稼働時間	時間帯別の稼働有無	1mでの騒音レベル [dB] ...①	防止施設	建屋構造	直近の敷地境界までの距離 [m]	距離減衰 [dB] ...②	防止施設による減衰 [dB] ...③	建屋による透過損失 [dB] ...④	受音点での騒音レベル [dB] ①-②-③-④
施設1	送風機	SR-571	7.0kw	24時間	朝	有り	70	RC造	東	32.0	30.1		18.9
					昼	有り			西	28.0	28.9		20.1
					夕	有り			南	34.0	30.6		18.4
					夜	有り			北	10.0	20.0		29.0
施設2	空調用圧縮機	RFGH-280P	5.5kw	8:00 ~ 17:00	朝	無し	60		東	51.5	34.2		25.8
					昼	有り			西	10.0	20.0		40.0
					夕	無し			南	35.0	30.9		29.1
					夜	無し			北	12.5	21.9		38.1
施設3	空調用圧縮機	RFGH-280P	5.5kw	6:00 ~ 22:00	朝	有り	60	防音壁	東	24.0	27.6	12.0	20.4
					昼	有り			西	35.0	30.9		29.1
					夕	有り			南	20.0	26.0	12.0	22.0
					夜	無し			北	30.0	29.5		30.5

用途地域	周辺に学校等
近隣商業	なし
規制基準 [dB]	
朝・夕	60
昼間	65
夜間	50

	受音点での合成騒音レベル [dB]			
	朝	昼間	夕	夜間
東	23	27	23	19
西	30	40	30	20
南	24	30	24	18
北	33	39	33	29

【予測計算時の注意事項】

- ・ 受音点は、特定事業場の敷地境界線上のうち、計算対象の施設からの距離が最も近い地点とします（図面例左における施設1の場合、北側の受音点はその地点）。
- ・ 敷地境界までの距離は、水平距離で算出してください（図面例右を参照）。
- ・ 計算対象の施設が複数ある場合は、その全ての予測値を合算した合成値を、各受音点にて算出してください。
- ・ 図面例左における施設1のように建屋内にある場合や施設3のように防音壁がある場合は、それらによる透過損失値や減衰値も計算に含みます。
- ・ 原則として、周囲4方向で予測値を算出する必要がありますが、騒音の影響が明らかに小さい方向については、予測値の算出は不要（任意）です（例えば、図面例左において、施設1と施設3がなく、施設2しかなかった場合、敷地境界線までの距離が最も近い西側の受音点での予測値が規制基準値を満たしていれば、他3方向での予測は不要）。

3. 届出対象施設等

届出をしなければならない施設等は、次のとおりです。

(1) 騒音規制に係る施設等

ア. 騒音規制法

騒音規制法施行令別表第1より

	施設の種類
1	金属加工機械 イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。） ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ. 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。） ヘ. せん断機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。） ト. 鍛造機 チ. ワイヤフォーマリングマシン リ. ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ. タンブラー ル. 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機 イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。） ロ. アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ハ. 碎木機 ニ. 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ホ. 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。） ヘ. かんな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）

	施設の種類
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

備考 次に掲げる施設を除きます。

1. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
2. ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
3. 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山に設置される施設

イ. 松戸市公害防止条例

○特定施設

松戸市公害防止条例施行規則別表第 1 の 2 より

	施設の種類
1	金属加工機械 ア. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。） イ. 製管機械 ウ. ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。） エ. 液圧プレス オ. 機械プレス カ. せん断機（原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。） キ. 鍛造機 ク. ワイヤフォーマリングマシン ケ. プラスト コ. タンブラー サ. 高速度切断機 シ. 平削盤 ス. 型削盤 セ. 研磨機（原動機を用いるものに限る。） ソ. 自動やすり目立機（原動機の定格出力が 1.5kw 以上のものに限る。） タ. 旋盤
2	圧縮機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
4	粉砕機 ア. 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ. 穀物用製粉機
5	繊維機械 ア. 織機（原動機を用いるものに限る。） イ. 編組機 ウ. ねん糸機 エ. 工業用ミシン（5 台以上設置するものに限る。）

	施設の種類
6	建設用資材製造機械 ア. コンクリートプラント イ. アスファルトプラント
7	木材加工機械 ア. ドラムバーカー イ. チッパー（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。） ウ. 碎木機 エ. 帯のこ盤（原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。） オ. 丸のこ盤（原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。） カ. かんな盤（原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用成形機
11	鋳造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ロータリーキルン
16	コルゲートマシン
17	バーナー（液体燃料にあつては毎時 15L 以上、気体燃料にあつては毎時 18m ³ 以上使用するものに限る。）
18	走行クレーン ア. 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 3.75kw 以上のものに限る。） イ. 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 3.75kw 以上のものに限る。）
19	集じん装置
20	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア. ディーゼルエンジン（定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。） イ. ガソリンエンジン（定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
21	クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。）
22	研摩機（金属加工用以外のものであつて、原動機を用いるものに限る。）
23	スチームクリーナー
24	ドラムかん洗浄機
25	プレス（金属加工用以外のものであつて、原動機を用いるものに限る。）

備考 次に掲げる施設を除きます。

- 1 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条第 1 項の規定による特定工場等に設置される特定施設
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保全法第 2 条第 2 項に規定する鉱山に設置される施設

○特定作業

松戸市公害防止条例施行規則別表第2の2より

	作業の種類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業（建設現場における作業を除く。）
3	ブルドーザー、トラクターショベル等の整地機械又は掘削機械を使用する作業（建設現場における作業を除く。）

備考 次に掲げる作業を除きます。

特定施設を設置して行う作業

(2) 振動規制に係る施設等

ア. 振動規制法

振動規制法施行令別表第1より

	施設の種類の種類
1	金属加工機械 イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ. 機械プレス ハ. せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。） ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤフォーミング（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。*ただし、冷凍機に用いられるものは除く。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
7	印刷機（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機（カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

備考 次に掲げる施設を除きます。

1. 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
2. ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
3. 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
4. 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域に設置される施設

イ. 松戸市公害防止条例

○特定施設

松戸市公害防止条例施行規則別表第 1 の 3 より

	施設の種類
1	金属加工機械 ア. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。） イ. 製管機械 ウ. 液圧プレス エ. 機械プレス オ. せん断機（原動機の定格出力が0.75kw以上のものに限る。） カ. 鍛造機 キ. ワイヤフォーマリングマシン
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリート製品製造機械 ア. コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。） イ. コンクリート管製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。） ウ. コンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）
6	木材加工機械 ア. ドラムバーカー イ. チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のものであって、原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）
9	合成樹脂用成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	機械プレス（金属加工用以外のものであって、原動機を用いるものに限る。）

備考 次に掲げる施設を除きます。

1. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項の規定による特定工場等に設置される特定施設
2. 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
3. ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
4. 鉱山保安法第 2 条第 2 項に規定する鉱山に設置される施設
5. 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域に設置される施設

○特定作業

松戸市公害防止条例施行規則別表第2の3より

	作業の種類
1	ブルドーザー、トラクターショベル等の整地機械又は掘削機械（クローラ式のものに限る。）を使用する作業（建設現場における作業を除く。）

備考 次に掲げる作業を除きます。

- 1 特定施設を設置して行う作業
- 2 工業専用地域内で行う作業

(3) 悪臭規制に係る施設等

ア. 悪臭防止法

当該法令に規定する施設等はありません。

イ. 松戸市公害防止条例

○特定施設（ばい煙及び粉じんを含む。）

松戸市公害防止条例施行規則別表第1の1より

	施設の種類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア. 乾燥施設 イ. 粉碎施設 ウ. たん白質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア. 樹脂加工施設 イ. 漂白施設 ウ. 植毛施設 エ. 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又は紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア. タール又はアスファルト合浸施設 イ. 吹付塗装施設 ウ. くん蒸施設 エ. 漂白施設 オ. 切断施設 カ. 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア. グラビア印刷施設 イ. 金属板印刷施設 ウ. 樹脂加工施設

施設の種類	
5	<p>化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 反応施設 イ. 精製施設 ウ. 抽出施設 エ. 電解施設 オ. 重合施設 カ. 蒸発濃縮施設 キ. 乾燥施設 ク. 焙焼施設 ケ. 粉碎施設 コ. 造粒施設 サ. 混合施設 シ. 分解施設 ス. 合成施設 セ. 蒸留施設
6	<p>ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 加硫施設 イ. 混練施設
7	<p>窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 粉碎施設 イ. 混合施設 ウ. 熔融施設 エ. 焼成施設 オ. 乾燥施設 カ. 研摩施設 キ. 選別施設 ク. 粉体用コンベヤー施設
8	<p>鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 非鉄金属熔融施設 イ. 熔融めっき施設 ウ. 電気めっき施設 エ. 酸又はアルカリによる表面処理施設 オ. エッチング施設 カ. 吹付塗装施設 キ. 乾燥焼付施設 ク. 粉碎施設 ケ. 配合施設 コ. 電解施設 サ. 精錬施設 シ. 研摩施設 ス. 粉体用コンベヤー施設

	施設の種類
9	土砂置場（建設工事現場内のものを除き、継続的に使用する場所であって、面積が100m ² 以上のものに限る。）
10	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア. 吹付塗装施設 イ. 乾燥焼付施設 ウ. 電気めっき施設 エ. 鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除きます。

1. 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項、第10項及び第11項に規定するばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設
2. 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
3. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物
4. ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物

○特定作業

松戸市公害防止条例施行規則別表第2の1より

	作業の種類
1	金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造又は加工
4	綿の製造又は再生
5	金属箔又は金属粉の製造又は加工
6	石綿、岩綿、鉱さい綿又は石膏の製造又は加工
7	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
8	動物質廃棄物の焼却作業
9	ゴム製品の製造又は加工
10	ドライクリーニング
11	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造又は加工
12	動植物油の精製
13	油かんその他のあきかんの再生
14	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
15	金属の圧延又は熱処理
16	自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）を解体する作業
17	羊毛、羽毛又は皮革の洗浄又は加工
18	たん白質の加水分解
19	畜産に係る作業（牛の飼養頭数が10以上、豚の飼養頭数が30以上又は鶏の飼養羽数が100以上のものに限る。）

	作業の種類
20	1の項から19の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製又は修理の工程において、アンモニア、弗素、弗素化合物、シアン化水素、シアン化合物、ホルムアルデヒド、メチルアルコール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫酸ガス、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、臭素化合物、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、トルエン、フェノール、ピリジン、キシレン、スチレン、エチレン、クロルピクリン、ノルマルヘキサン、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、イソアミールアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、クロム酸、カドミウム、カドミウム化合物、鉛又は鉛化合物を使用し、又は発生させる作業

備考 次に掲げる作業を除きます。

特定施設を設置して行う作業

4. 規制基準等

事業者が遵守しなければならない規制基準は次のとおりです。

(1) 騒音の規制基準（法及び条例共通）

時間の区分 地域の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から 8 時まで 及び 午後 7 時から 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌午前 6 時まで)
第 1・2 種低層住居専用地域 第 1・2 種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	40 dB
第 1・2 種住居地域 準住居地域	55 dB	50 dB	45 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB
市街化調整区域	60 dB	55 dB	50 dB

備考

1. 特定事業場から発生する全ての騒音が規制の対象です。
2. 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線です。
3. 第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、病院等の敷地の周囲 50m 以内の区域における規制基準は、上表の値から 5dB 減じた値とします。
4. 市街化調整区域の規制基準は、条例規制対象の特定事業場のみに適用します。

(2) 振動の規制基準（法及び条例共通）

時間の区分 地域の区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 翌午前 8 時まで)
第 1・2 種低層住居専用地域 第 1・2 種中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域	60 dB	55 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	65 dB	60 dB

備考

1. 特定事業場から発生する全ての振動が規制の対象です。
2. 振動の測定点は、原則として振源の存する敷地の境界線です。
3. 学校、病院等の敷地の周囲 50m 以内の区域における規制基準は、上表の値から 5dB 減じた値とします。
4. 市街化調整区域の規制基準は、条例規制対象の特定事業場のみに適用します。

(3) 悪臭の規制基準（法に基づく基準のみ。条例に基づく基準はなし。）

地域の区分	敷地境界	気体排出口	排水
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	13		29
工業専用地域	14		30

備考

1. 上表の敷地境界及び排水の欄に掲げる値は、臭気指数を指します。
2. 臭気指数とは、においのついた空気や水をおいを感じられなくなるまで無臭の空気（水の場合は無臭の水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から算出した値をいいます。

【臭気指数の算出式】臭気指数 = $10 \times \text{Log}$ （希釈倍率）

5. よくある質問等

質問等	回答
原動機の定格出力が 11kw の空気圧縮機を設置する場合、どの届出が必要か。	騒音規制法および振動規制法の設置届の提出が必要です。なお、この場合、松戸市公害防止条例の設置届の提出は不要です。
定格出力が 3.5kw の原動機を 3 つ備えた圧縮機は、松戸市公害防止条例の特定施設（圧縮機：定格出力 3.75kw 以上）に該当するか。	原動機個別に判断するため、この場合該当はしません。届出の提出も不要ですが、苦情の未然防止のため、近隣等に対して十分に配慮してください。
届出者を支店長（又は工場長）にしたい。	届出者を支店長（又は工場長）にすることは可能ですが、その場合、委任状が必要です。当該法人の代表者からの委任状を作成し、届出に添付してください。
提出期限を過ぎてしまった場合はどうしたらよいか。	遅延理由書を添付した上で、届出を提出してください。

付録 騒音及び振動に係る特定施設早見表

特定施設		騒音		振動	
		騒音規制法	松戸市公害防止条例	振動規制法	松戸市公害防止条例
金属加工機械	圧延機械	22.5kw 以上(出力合計)	22.5kw 以上(出力合計)		22.5kw 以上(出力合計)
	製管機械	○	○		○
	ベンディングマシン	3.75kw 以上(ロール式)	0.75kw 以上(ロール式)		
	液圧プレス	○(矯正プレス除く)	○	○(矯正プレス除く)	○
	機械プレス	294 キロニュートン以上	○	○	○
	せん断機	3.75kw 以上	0.75kw 以上	1kw 以上	0.75kw 以上
	鍛造機	○	○	○	○
	ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kw 以上	○
	プラスト	○(タンプラスト・密閉式除く)	○		
	タンブラー	○	○		
	切断機	○(といし式)			
	高速度切断機		○		
	平削盤		○		
	型削盤		○		
	研磨機		○(原動機を用いるもの)		
	自動やすり目立機		1.5kw 以上		
旋盤		○			
圧縮機 送風機	空気圧縮機	7.5kw 以上	3.75kw 以上	7.5kw 以上 (冷凍機を除く)	3.75kw 以上
	圧縮機		3.75kw 以上		3.75kw 以上
	送風機	7.5kw 以上	3.75kw 以上		
粉砕機	破砕機、摩砕機、ふるい機、分級機	7.5kw 以上	○	7.5kw 以上	3.75kw 以上(土石又は鉱物用)
	穀物用製粉機	7.5kw 以上(ロール式)	○		
繊維機械	織機	○(原動機を用いるもの)	○(原動機を用いるもの)	○(原動機を用いるもの)	○(原動機を用いるもの)
	編組機		○		
	ねん糸機		○		
	工業用ミシン		○(5 台以上設置するもの)		
建設用 資材 製造 機械	コンクリートプラント	0.45 m³以上(きぼう式除く)	○		
	コンクリートブロックマシン			2.95kw 以上(出力合計)	2.95kw 以上(出力合計)
	コンクリート管・柱製造機械			10kw 以上(出力合計)	10kw 以上(出力合計)
	アスファルトプラント	200 kg以上	○		

特定施設		騒音		振動	
		騒音規制法	松戸市公害防止条例	振動規制法	松戸市公害防止条例
木造加工機械	ドラムパーカー	○	○	○	○
	チップパー	2.25kw 以上	2.2kw 以上	2.2kw 以上	2.2kw 以上
	碎木機	○	○		
	帯のご盤（製材用）	15kw 以上	0.75kw 以上		
	帯のご盤（木工用）	2.25kw 以上	0.75kw 以上		
	丸のご盤（製材用）	15kw 以上	0.75kw 以上		
	丸のご盤（木工用）	2.25kw 以上	0.75kw 以上		
	かんな盤	2.25kw 以上	0.75kw 以上		
抄紙機		○	○		
印刷機械		○(原動機を用いるもの)	○(原動機を用いるもの)	2.2kw 以上	2.2kw 以上
ロール機	ロール機		○		
	ロール機 (ゴム練用又は合成樹脂練用)		○	30kw 以上 (カレンダーロール機除く)	30kw 以上 (カレンダーロール機除く)
合成樹脂用射出成形機		○	○	○	○
鋳造型機		○(ジョルト式)	○	○(ジョルト式)	○(ジョルト式)
ニューマチックハンマー			○		
自動製びん機			○		
ロータリーキルン			○		
コルゲートマシン			○		
パーナー			液体:150以上、気体:18 m以上		
走行クレーン	天井走行クレーン		3.75kw 以上(出力合計)		
	門型走行クレーン		3.75kw 以上(出力合計)		
集じん装置			○		
原動機	ディーゼルエンジン		7.5kw 以上		
	ガソリンエンジン		7.5kw 以上		
クーリングタワー			0.75kw 以上		
研磨機			○(金属加工用以外で、 原動機を用いるもの)		
スチームクリーナー			○		
ドラムかん洗浄機			○		
(機械) プレス			○(金属加工用以外で、 原動機を用いるもの)		○(金属加工用以外で、 原動機を用いるもの)

備考

- 印は、定格出力等の能力を問わず対象となることを示します。
- 法と条例の両方に○印が付いている場合は、法の規制が優先されます。その場合、条例の届出は不要です。

事業者のための騒音、振動及び悪臭規制に係るてびき（特定施設関係）

令和5年4月

松戸市 環境部 環境保全課
松戸市根本 387-5 新館 6階
047-366-7337